



## 臨時号 広報

新型コロナウイルス感染症に関する 特別定額給付金を支給します  
申請書は5月27日頃から郵便で順次発送

☎危機管理室（給付金に関する問い合わせは、5月25日（月）から開設の専用コールセンター（☎0120-74-0774）へ）

4月30日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する国の補正予算が成立したことを受けて、新型コロナウイルスの感染を防止しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確かな家計への支援を行うための「特別定額給付金事業」を実施します。

郵送申請またはオンライン申請により受け付けを行い、給付要件の確認が出来次第、順次支給します。

《給付対象者》原則として、基準日（令和2年4月27日）に、宇治市の住民基本台帳に記録されている人

《受給権者》給付対象者の属する世帯の世帯主 ※世帯全員分をまとめて世帯主に支給

《給付額》給付対象者1人につき10万円

《申請方法》給付金の申請は、次の(1)または(2)のいずれかで行ってください。

署名用電子証明書の暗証番号は大文字の英字と数字の組み合わせです（6桁～16桁）。

(1) 郵送申請	(2) オンライン申請（マイナンバーカード所持者が利用可能）
<p>①市が受給権者（世帯主）宛てに申請書と返信用封筒を郵送</p> <p>②申請書に必要事項を記入し、次の書類を同封して市に返送</p> <p>◎受給権者（世帯主）の本人確認書類＝次のうちいずれか マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・年金手帳等の写し、または生活保護受給者証明書の原本</p> <p>◎振込先口座を確認できる書類＝金融機関名（番号）・支店名（番号）・預金種別・口座番号・口座名義が分かるもの（通帳またはキャッシュカード等の写し）</p>	<p>①パソコンまたはスマートフォンでマイナポータルサイト（ぴったりサービス）にアクセス</p> <p>②必要事項を入力し、振込先口座を確認できる書類（金融機関名〈番号〉・支店名〈番号〉・預金種別・口座番号・口座名義が分かるもの〈通帳またはキャッシュカード等〉の画像データ）をアップロード</p> <p>《注意事項》受給権者（世帯主）のマイナンバーカードに加えて、署名用電子証明書の暗証番号が必要となります。一定回数以上入力を誤るとロックがかかり、市民課にてロック解除の処理と暗証番号再設定が必要となりますので注意してください。</p>

《支給方法》原則として、申請書に記入の、受給権者（世帯主）本人名義の口座への振り込み

《支給開始》郵送申請の場合は6月中旬から、オンライン申請の場合は5月末頃から予定

## 5月25日（月）から特別定額給付金についての専用コールセンターを設置します

感染症拡大防止の観点から、給付金に関する問い合わせは、電話で専用コールセンターへお願いします。

電話をお持ちでない等のやむを得ない場合のために、5月25日（月）から、専用相談窓口も開設します。専用コールセンター・専用相談窓口は、相談者が集中する時間帯にはお待たせする場合がありますのでご了承ください。

◎専用コールセンター ☎0120-74-0774（フリーダイヤル）《受付時間》平日 午前9時～午後5時

◎専用相談窓口 《場所》市役所1階市民交流ロビー 《受付時間》平日 午前9時～午後5時

※総務省でも特別定額給付金についてのコールセンターを設置しています。

☎0120-26-0020（フリーダイヤル）《受付時間》午前9時～午後6時半（土・日曜日、祝日も対応）



## 新型コロナウイルス感染症の感染に関する相談

●息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合はすぐに、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は必ず、相談してください。※高齢者や呼吸器疾患等の基礎疾患がある人等は、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状があれば、すぐに相談してください。

◆府山城北保健所 ☎21-2911 FAX 24-6215

《受付時間》平日 午前8時半～午後5時15分

※上記時間外や、外国語での対応を希望される場合は、次の府健康対策課に相談してください。

◆府健康対策課 ☎075-414-4726

《受付時間》平日、土・日曜日、祝日 24時間対応

●一般的な相談窓口＝厚生労働省電話相談窓口

☎0120-565-653（フリーダイヤル）

《受付時間》午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日も対応）

●予防方法等に関すること＝健康生きがい課

☎20-8793 FAX 21-0406

《受付時間》平日 午前8時半～午後5時15分

## ●総合案内窓口

支援策全体の紹介や概要の説明を行い、申請等の担当課を案内します。

《場所》市役所1階市民交流ロビー

《受付時間》平日 午前9時～午後5時

## ●支援等のしおり

《配布場所》総合案内窓口及び市役所各課窓口

※市ホームページから印刷も出来ます。

## 特別定額給付金に関する詐欺に注意してください

●市から、電話やメールによる案内は行いません。

●申請書等の不備について、原則として電話やメールでの連絡は行いません。

申請書等に不備事項（記載事項の誤り、添付書類漏れ等）を記載して郵便にて返送します。不備事項に応じて申請書の修正や添付書類を添付し、再度申請書等一式を郵送してください。



# 新型コロナウイルス感染症に関する 特別定額給付金 Q&A



- Q1** 4月26日（基準日の前日）に子どもが生まれ、出生届は4月28日（基準日の翌日）以降に提出しました。この場合、生まれた子どもは給付対象にならないのでしょうか。
- A1** 基準日（4月27日）以前に生まれたお子様については、基準日の翌日（4月28日）以降に出生届を提出した場合も給付対象となります。（なお、出生届は、お子様が生まれた日を含めて14日以内に提出する必要があります。）
- Q2** 4月27日（基準日）以降に亡くなった人は、給付対象者になりますか。
- A2** 基準日（4月27日）以降に亡くなられた方も、給付対象者となります。4月26日以前に亡くなられた方は給付対象外となります。  
※申請前に受給権者（世帯主）が亡くなられた場合、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が、申請し、給付を受けることとなります。
- Q3** オンライン申請にはマイナンバーカードが必要と聞いていますが、カード発行までどのくらいの時間がかかりますか。
- A3** マイナンバーカードは申し込みから通常は1カ月半程度で発行されますが、現在は、全国的にカード申請が増加していますので、これ以上の期間が必要になります。現在、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、郵送で、給付金の申請をしていただくようお願いします。
- Q4** マイナンバーカードは持っていますが、電子証明書の有効期限を過ぎています。この場合、オンライン申請は出来ますか。
- A4** 電子証明書の有効期限を過ぎている場合は、更新の手続き後でなければ、オンライン申請は出来ません。現在、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市役所の混雑緩和にご協力をいただいております。新たな電子証明書が急いで必要でない場合は、郵送で、給付金の申請をしていただくようお願いします。
- Q5** 世帯主が、身体が不自由で、自分で申請出来ない場合は、どのように申請したらよいですか。
- A5** 本人による申請が困難な方は、郵送での代理人（世帯構成者や法定代理人等）による申請も可能です。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類や、本人と代理人の本人確認書類等を提出していただきます。
- Q6** 4月28日以降に転居しましたが、申請書は転居先に郵送してもらえますか。
- A6** 申請書は4月27日現在の住民登録地に郵送しますが、日本郵便の転送サービスを利用して、郵便物を転居先へ転送してもらうことが出来ます。転送サービスはインターネットで申し込みが出来ます（<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>）。インターネットを利用出来ない場合は、本人の本人確認書類・旧住所が確認出来る書類（運転免許証、住民票等）を最寄りの郵便局へお持ちのうえ、郵便局に備え置いている転居届に必要な事項を記載して申し込み出来ます。
- Q7** 口座を持っていない場合、給付金を現金で受け取ることは出来ますか。
- A7** 口座振込による受給より日数を要しますが、口座をお持ちでない方が現金による受給を希望される場合は、対応させていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、口座振込による受給にご協力ください。
- Q8** 特別定額給付金は、課税対象となりますか。
- A8** 法律により非課税となります（課税されません）。
- Q9** 申請期限はいつですか。
- A9** 宇治市の**申請期限は、8月31日（月）まで**です（国のルールにより、郵送申請の受付開始日から3カ月以内が締め切り）。期日を過ぎると給付対象外となりますので注意してください。
- Q10** 配偶者からの暴力を理由に、今宇治市に避難しています。宇治市に住民票がなくても、宇治市から給付金を受け取ることが出来ますか。
- A10** 配偶者やその他親族から暴力等を受けて宇治市に避難している方に、宇治市から特別定額給付金を支給出来る場合があります。まずは、市役所（☎22-3141〈代表〉）へ電話で問い合わせてください。

## 宇治市事業者おうえん給付金

商産業振興課

新型コロナウイルス感染症の影響で、私たちがこれまで経験したことのない世界的な外出自粛という状況になり、街では当たり前のようにあった人の往来が途絶え、たちまち飲食業等の経営は危機に直面しています。市は、このような状況を受けて、市民生活にとって身近な飲食業、卸売業、小売業、認定農業者等（一部対象外あり）の皆さん、京都府の休業要請にご協力いただいた皆さんを対象に「宇治市事業者おうえん給付金」を支給します。

《受付期間》受付中～6月15日（月）

《支給対象》飲食業・卸売業・小売業・認定農業者等、京都府休業要請対象事業者支援給付金の給付を受けた事業者

《支給額》中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

※市内に複数の事業所（店舗、施設等）がある場合は、倍額を上限（中小企業・団体40万円、個人事業主20万円）

《申請方法》原則として、郵送（〒611-8501 宇治琵琶33 産業振興課宛）または産業会館（宇治琵琶45-13）1階の専用ボックスへ投函。  
支給要件や申請方法の詳細については、「宇治市事業者おうえん給付金申請要項」で確認してください。申請要項・申請書類は、産業会館1階に配架している他、市ホームページ「宇治NEXT（産業振興サイト）」から印刷も出来ます。

本誌「広報うじ」に掲載している情報は5月15日時点の情報です。

【発行】宇治市 【編集】秘書広報課  
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 ☎22-3141(代表) ☎20-8779

宇治市  
ホームページ  
<https://www.city.uji.kyoto.jp/>

宇治市公式  
Facebook  
<https://www.facebook.com/ujicity>

宇治市公式  
YouTube  
<https://www.youtube.com/user/ujicity>

市政だよりへのご意見・ご感想をお寄せください

ご意見・ご感想は、はがき、ファクス、メールで随時受付をしています。  
秘書広報課あて [obokoho@city.uji.kyoto.jp](mailto:obokoho@city.uji.kyoto.jp)

右のQRコードを読みとって、市ホームページからも回答出来ます。

